

J T U

埼玉高教組

ニュース

No. 6 8 2

発行 埼玉高等学校教職員組合

〒 330-0062

さいたま市浦和区仲町 3-13-10

ヤギシタビル 4F

くじら

教育復興に向けて支援の輪を広げよう！

TEL 048-823-4071

FAX 048-823-4072

Eメール saikojtu@maple.ocn.ne.jp

2025 年度当初人事異動 特別号

異動方針に大きな変更はナシ！

◆異動は最大の関心事！

分会訪問をして組合員と話をする中で、必ず出てくる話題が人事異動である。『異動したばかりだが、親の介護をしなければならなくなった。異動は可能だろうか？』『自分の時間が持てない。別な学校に異動したい』『自分の体調を考えるともう少し今の学校に居たいが異動の対象になりそうなので心配』『再任用後も仕事を続けたいが、臨任や非常勤の口はあるのだろうか』などなど、多くの組合員が異動についての様々な考えを持っていることが分かる。

誰しもが働きやすく、やりがいのある職場で働きたいと考えているが、現実はそのようなことが多い。「彼を知り己を知れば百戦殆からず」のたとえの通り、自分が人事異動のパズルのピースにならないためにも、異動の方針を知り、希望実現のためにこの紙面が役立てば幸いである。

◆「定年延長」を見据えた自分なりの「勤務計画」を立ててみよう・・・

昨年度から始まった「定年延長」を生年月日（和暦）ごとに整理したものが下の表である。制度設計の 2022（R4）年に作成されたもので多少分かりづらいかも知れないが、昭和 42（1967）年度以降の生まれ（今年度末満 56 歳）の人が「65 歳定年」となる。

つまり、これからは自分の定年までの勤務年数に応じた異動が組まれるということだ。満 55 歳でも残り 10 年だとすれば、その間に異動が組まれてもおかしくない。自分の定年までの年数を考慮した上で、自分なりの「勤務計画」を立てておく必要がある。

対象年度 生年月日	2022 R 4	2023 R 5	2024 R 6	2025 R 7	2026 R 8	2027 R 9	2028 R 10	2029 R 11	2030 R 12	2031 R 13	2032 R 14	2033 R 15
	60歳	61歳定年	62歳定年	63歳定年	64歳定年	65歳定年						
S37.4.2～S38.4.1 (R4年度末60歳)	定年 60	暫定 61	定 62	再 63	任 64	用 65						
S38.4.2～S39.4.1 (R4年度末59歳)	59	60	定年 61	暫定 62	再 63	任 64	用 65					
S39.4.2～S40.4.1 (R4年度末58歳)	58	59	60	61	定年 62	暫定 63	再 64	任 65				
S40.4.2～S41.4.1 (R4年度末57歳)	57	58	59	60	61	62	定年 63	暫定 64	再 65			
S41.4.2～S42.4.1 (R4年度末56歳)	56	57	58	59	60	61	62	63	定年 64	暫定 65		
S42.4.2～S43.4.1 (R4年度末55歳)	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	定年 65	
S43.4.2～S44.4.1 (R4年度末54歳)	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	定年 65

◆高齢者部分休業→61歳の年から取得可能
◆定年前に退職する場合は定年前再任用短時間となる

◆県教委の異動方針は

異動に関する県教委の方針は以下の通りである。

- 経験人事：多様な経験を積み、視野を広め、資質の向上を図るとして、原則として1校目5年以内、2校目7年以内。
- 計画人事：各学校の特色に応じて、教員組織を充実させ、教育効果を高めるとともに、教員組織の不均衡を是正し、全県的な教育水準の向上を図るとして、3校目以降、その能力・適性を考慮し、原則として10年以内。
- 過員解消人事及び校内結婚などの特別な事情がある場合を除き、同一校在職3年未満の方は異動対象とはせず、「経験人事」「計画人事」対象者の異動を推進する。
- 定年退職者を除き、年度末同校在職3年目以降は、全て経験・計画いずれかの対象者となる。
- 重点人事：1校目：6年以上、2校目：8年以上、3校目：11年以上の者については、できるだけ早期の異動実現に努める。

まずは、自分がどの位置に居るのか考えて欲しい。「定年退職者を除き、年度末同校在職3年目以降は、全て経験・計画いずれかの対象者となる」とすれば、異動したばかり、採用されたばかりの人以外は、ほとんどの人が異動対象者である。特に、1校目：6年以上、2校目：8年以上、3校目：11年以上の方、それに近い方は「異動が組まれてもおかしくない」と考えなければダメである。

◆異動を組むのはあくまでも県教委！ 調書作成・ヒアリングは丁寧に！

入力して登録した調書は校長と県教委に届く。県教委の担当者は皆さんの調書と校長が作成した具申を資料として異動を組む。具申の中身は校長が描く「人事構想」※1と皆さんのヒアリングの内容だ。

（※1：校長自身が描く人事構想とは、皆さんの「異動したい」「異動したくない」に対して、「異動させてあげたい」「異動させたくない」を表明すること。）

さて、このような資料を基に異動は組まれるが、組む主体は県教委である。皆さんの希望や校長の構想はパズルを組み立てる上でのピースとするか否かの参考資料となる。参考資料とはいえ、校長の構想（意向）は重要だ。例えば、「異動したくない」という希望がある場合は、ヒアリングの際に校長に確認をしよう。校長の意向がすべてではないが、特に異動したくない場合、校長がそれを支持しているのか否かは重要だ。

最後にヒアリングについて。不本意な異動を組まれる多くのケースでは、ヒアリングの際の曖昧な答えがその引き金となっている。校長には校長の考えがあって、その策略の中にもし入っているとしたら、落とし穴に落ちないように、ヒアリングは慎重に、丁寧に自分の希望を伝え、調書に書いていないことには触れず、余計なことは云わない、希望しないのであればキッパリ断ることを忘れないでいただきたい。

◆異動の基本は「希望と納得」。高教組はあなたの力になります！！

どんなに希望しても、皆さんの意向が正確に伝えられず、ただのパズルのピースとされる可能性はゼロではない。私たち埼玉高教組は、組合員の人事異動希望実現のために、あらゆる努力を惜しまずやる覚悟である。

例えば、ヒアリングの際に「異動したくない」と校長に伝えたにも係わらず異動させられるケースが後を絶たないようであるが、埼玉高教組の組合員であれば、そんなケースは皆無である。「異動したくない」という組合員の希望はほぼ100%実現している。

人事異動に関して不安や心配を抱えている人がそばに居たら、「埼玉高教組に相談してみれば」と声をかけて欲しい。「組合に加入すれば、あなたの希望を叶えるために全力で動きます」と伝えて欲しい。

◆組合員の方は忘れずにお願いします

組合員の方は保存した調書のコピーを本部に送っていただきたい。郵送でもFAXでもメール添付でも結構。臨任の方、非常勤の方については、別途用紙を発送し、組合人事調書をE-kujiraなどに添付するので、記入・入力のうえ、ご返送ください

人事 異動 の 日程

8月23日（金）

8月26日（月）

9月26日（木）

9月27日（金）

2月中旬頃

人事に関する動画配信による校長への情報提供

校長が説明・調書作成のための資料などを配付の解禁日→本人が入力して調書作成・登録→校長ヒアリング開始

人事調書提出期限・再任用意向調査票及び意見書提出期限

校長は一覧表を県教委に提出→県教委による校長ヒアリング、異動案作成着手、必要に応じて校長は教職員ヒアリング

一括提示（昨年度と同じぐらいの日を想定しているとのこと）